

後期高齢者医療・介護サービス 高額介護合算療養費制度

年間（令和3年8月から令和4年7月まで）で利用した後期高齢者医療や介護サービスの自己負担額が高額となり、その合算額が一定額を超えた場合は、申請により超えた分が後から支給される制度です。

2月下旬以降、福岡県後期高齢者医療広域連合から対象者に申請書が届きます。

●申請方法 直接窓口（送付を希望する場合は問い合わせください。）

●支給方法 後期高齢者医療分は福岡県後期高齢者医療広域連合が、介護サービス分は大野城市がそれぞれ口座に振り込みます。

※申請してから振り込みまで最大半年程度時間がかかります。

●申請と問い合わせ先
国保年金課医療担当

☎(580)1847

高額介護合算療養費制度の利用者自己負担限度額 (令和3年8月～令和4年7月)

負担割合	所得区分 (課税所得)	後期高齢者医療保険 (75歳以上) +介護保険
3割	現役並み所得Ⅲ (690万円以上)	212万円
	現役並み所得Ⅱ (380万円以上)	141万円
	現役並み所得Ⅰ (145万円以上)	67万円
2割	一般Ⅱ(145万円未満)	56万円
	一般Ⅰ(145万円未満)	
1割	住民税非課税世帯 区分Ⅱ	31万円
	住民税非課税世帯 区分Ⅰ	19万円*

- ◆現役並み所得 後期高齢者医療制度が3割の人
 - ◆区分Ⅱ 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに当てはまらない人
 - ◆区分Ⅰ 世帯全員が住民税非課税で所得が一定基準以下の人
 - ◆一般Ⅱ、一般Ⅰ 上記以外の人
- *区分Ⅰの世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合、医療保険からの支給は表の自己負担限度額で計算し、介護保険からの支給は、世帯で31万円です。

ホットな

消費者 ニュース

241号



人手不足や事業者の倒産で 放置されることも… 工事代金の前払いに 気をつけて！

相談事例

3カ月前に、数軒隣の家で工事をしているという事業者が来訪した。我が家では、以前から、外壁が気になっていたので、事業者に勧められるままに150万円を外壁塗装の契約をした。事業者が資材の手配をするというので、すでに100万円を前払いしている。足場を組んでこれから工事という状態なのに、なかなか工事が始まらない。数日前まで電話連絡はとれていたが、今は電話にも出ない。会社の所在地を見に行ったが、それらしき建物もなかった。だまされたのだろうか。

特に、相手の信頼性について十分検討しましょう。

◆事業者を選ぶときは、実績のある事業者か、国に登録された住宅リフォーム事業者団体に加盟しているかなど、さまざまな観点から検討することが大切です。

◆費用の全額前払いは避けましょう。工事の進捗段階に応じて分割して支払う場合も、できるだけ完成後の支払いを主にした契約にしましょう。

◆不審な勧誘を受けたり、不安を感じた場合は、消費生活センターに相談してください。

●市消費生活相談（予約不要）

平日 午前9時半～正午
午後1時～4時半

市消費生活センター（市役所新館4階） ☎(580)1968

●消費者庁消費者ホットライン

土・日曜日、祝日 午前10時～午後4時 ☎188（局番なし）

●問い合わせ先

生活安全課 ☎(580)1897